

浜松市使用済みマンホールふたの販売要綱

(趣旨)

第1条 浜松市で使用したのちに撤去し、不要となったマンホールふた（以下、「ふた」と言う。）について販売に関し必要な事項を定める。

(販売単位)

第2条 ふたの販売は、1回の販売につき1人あたり1枚とする。

(販売価格)

第3条 ふたの販売価格は、予定価格以上とし、最も高い購入希望金額を提示した者に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を販売価格とする。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）

(販売マンホールの仕様)

第4条 ふたは現状渡しとし、蝶番及びロック機能を外し、洗浄や再塗装は行わない。

(販売方法の掲示)

第5条 ふたを販売しようとする時は、物品名、販売方法、申込期限等を記載した文章を浜松市下水道工事課ホームページへ掲載するものとする。

(購入資格)

第6条 ふたを購入できる者は、次に掲げる条件を全て満たす個人とする。

(1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者には該当しないこと。

(2) 浜松市上下水道部職員ではないこと。

(購入条件)

第7条 購入条件は、次に掲げる条件を全て満たすこととする。

(1) 自己利用を目的としており、営利目的としないこと。また、第三者への譲渡をしないこと。

(2) 引渡し場所から自身により持ち帰れること。

(3) ふたの引渡しを受けてから、自己責任においてふたを管理し、ふたに生じた損害及びこれに起因して第三者へ及ぼした損害については責任をもって対応し、浜松市上下水道部に求償しないこと。

(4) ふたが不要になった場合は適切に処分すること。

(申込み方法)

第8条 ふたの購入を希望する者は、次に掲げる書類で浜松市水道事業及び下水道事業管理者へ申込みするものとする。

(1) 使用済みマンホールふた購入申込書兼誓約書（第1号様式）

- (2) 購入希望者が未成年であるときは、使用済みマンホールふた購入申込書兼誓約書（第1号様式）とともに使用済みマンホールふた購入同意書（第2号様式）をあわせて提出する。

（購入者の決定）

第9条 第6条及び第7条の要件を満たすと認められ、最も高い購入希望金額を提示した者を購入権利者とし、下水道工事課長は申し込み締め切り日の翌日から起算し7日以内に、購入意思の確認を当該者へおこなう。

- 2 最も高い購入希望金額を提示した者が複数名いる場合は、職員が代理抽選を実施し、購入権利者を決定する。
- 3 購入意思を確認した結果、購入意思がない場合は、次点の購入希望金額を提示した者に購入権利を与える。
- 4 前3項の規定により購入者を決定したときは、決定通知書（第3号様式）及び納入通知書を当該者へ通知するとともに、決定した購入金額は、浜松市下水道工事課ホームページ上でも公表する。

（契約の締結等）

第10条 購入者の決定後に送付する決定通知書をもって契約成立とし、契約書の作成は省略する。

なお、購入金額が30万円を超える場合においては、別に契約書を作成することとする。

（契約保証金）

第11条 契約保証金については浜松市上下水道部契約規程が準用する浜松市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（引渡し）

第12条 ふたの引渡し場所は浜松市上下水道部住吉庁舎とし、下水道工事課長は購入者へ引渡し日時を書面にて通知する。

- 2 引渡しを受ける者（以下、「受領者」という。）は、引渡し時に決定通知書及び、納付済通知書を持参し提示する。
- 3 ふたの積み込み、運搬その他の引渡しに要する費用は、購入者が負担するものとする。
- 4 受領者は、ふたの引渡しを受けた場合には、使用済みマンホールふた受領書（第4号様式）を提出するものとする。

（購入の辞退）

第13条 決定通知後に購入者の諸事情において購入を辞退する場合は、決定通知書を受け取った日から起算し8日以内に購入辞退申出書（第5号様式）を提出しなければならない。

（購入の取消し）

第14条 前条の規定により申出があった場合、その他買受において不相当と認める場合は、下水道工事課長は購入取消し通知書（第6号様式）を当該購入者へ送付する。

附則

この要綱は、令和5年10月4日から施行する。

改正

令和5年11月2日 浜松市個人情報保護条例廃止に伴う法令の変更

第1号様式（第8条関係）

(宛先)		年	月	日
浜松市水道事業及び下水道事業管理者				
使用済みマンホールふた購入申込書兼誓約書				
申込者氏名 (必ず押印ください)		フリガナ		
		印		
住所		〒		
生年 月 日		年 月 日 () 歳		
電話番号				
購入希望マンホール番号				
購入希望金額 (税抜き金額)				
※実際の販売金額は購入希望金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算します。				
<p>私は、浜松市上下水道部が行う使用済みマンホールふた販売に申し込むにあたって、下記の事項を誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 私は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。</p> <p>(1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)</p> <p>(2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体</p> <p>2 私は、浜松市上下水道部の職員ではありません。</p> <p>3 私が物品を購入するのは自己利用を目的としており、営利目的ではありません。また第三者への譲渡をしません。</p> <p>4 私は、引渡し場所からマンホールふたを自身により持ち帰ることができます。</p> <p>5 私は、物品の引渡しを受けたときから、自己の責任において当該物品を管理し、当該物品に生じた損害及びこれに起因して第三者に及ぼした損害について責任を持って対応し、浜松市上下水道部に求償しません。</p> <p>6 私は、購入した物品が不用になった場合には適切に処分し、不法投棄しません。</p> <p>7 私は、「浜松市使用済みマンホールふた販売のご案内」に記載された内容全てを了解したうえで購入を申し込みます。</p>				

※この様式に記載された個人情報は、個人情報の保護に関する法律を厳守し取り扱います。

第2号様式（第8条関係）

(宛先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者	年 月 日
使用済みマンホールふた購入同意書	

購入申込者氏名	
法定代理人氏名 (署名または記名押印してください。)	フリガナ
法定代理人住所	〒
法定代理人生年月日	年 月 日 () 歳
購入申込者との続柄	

私は購入申込者の法定代理人（他に共同親権者がいる場合は共同親権者の代表者）として、購入申込者が以下の内容について誓約し、使用済みマンホールふたを購入することに同意します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体
- 2 浜松市上下水道部の職員ではありません。
- 3 物品を購入するのは自己利用を目的としており、営利目的ではありません。また第三者への譲渡をしません。
- 4 引渡し場所からマンホールふたを持ち帰ることができます。
- 5 物品の引渡しを受けたときから、自己の責任において当該物品を管理し、当該物品に生じた損害及びこれに起因して第三者に及ぼした損害について責任を持って対応し、浜松市上下水道部に求償しません。
- 6 購入した物品が不用になった場合には適切に処分し、不法投棄しません。
- 7 「浜松市使用済みマンホールふた販売のご案内」に記載された内容全てを了解したうえで、購入します。

※使用済みマンホールふた購入に関して法定代理人による同意が確認できない場合、使用済みマンホールふた購入申込を取消させていただきます。

※この様式に記載された個人情報は、個人情報の保護に関する法律を厳守し取り扱います。

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

浜松市下水道事業会計

登録番号 T-5-8000-2000-1751

マンホールふた購入決定通知書

年 月 日付でお申込みいただいた、令和 年度 番のマンホールふたについて、
販売金額を〇〇〇〇円と決定し購入者といたしましたので通知いたします。

別に発行します納入通知書により規定の期限までにお振込みください。

また、下記の事項を遵守するようお願いいたします。

品名及び数量	マンホールふた 1個
購入希望金額	: 0円
消費税（10%）	: 0円
<u>販売金額計</u>	<u>: 0円</u>

記

- 1 営利目的で使用をしないこと。
- 2 第三者への譲渡をしないこと。
- 3 ふたが不要になった場合は、関係法令を遵守し、ふたを適正に処分すること。
- 4 ふたの引渡しを受けたときから、自己の責任において当該物品を管理し、当該物品に生じた損害及びこれに起因して第三者に及ぼした損害について責任を持って対応し、浜松市上下水道部に求償しないこと。
- 5 購入者の都合により、購入決定を取り下げる場合は、決定通知書を受け取ったから起算し8日以内に、浜松市水道事業及び下水道事業管理者へ購入辞退申出書を届け出ること。

第4号様式（第12条関係）

(宛先)		年	月	日
浜松市水道事業及び下水道事業管理者				
使用済みマンホールふた受領書				
年 月 日付け浜上下工第 号で購入決定通知を受けたマンホールふたについて、 下記のとおり受領しました。				
記				
受 領 者 氏 名				
購 入 者 氏 名				
上 下 水 道 部 使 用 欄	受領日	年	月	日

5号様式（第13条関係）

年 月 日

（宛先）

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 様

住 所：

氏 名：（署名または記名押印してください。）

電話番号：

購入辞退申出書

年 月 日付け浜上下工第○号で購入決定通知を受けた、マンホールふたについて、下記の理由により購入を辞退します。

記

（辞退理由）

6号様式（第14条関係）

浜上下工第〇号
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

購入取消し通知書

（購入辞退申出書の提出・その他買受において不適當）により、マンホールふた購入の取消しを
通知いたします。